

所有者と与格

藤 村 逸 子

〈特定研究〉『情報とコミュニケーション』抜刷

名古屋大学言語文化部

1993

所有者と与格

藤村逸子

0. はじめに

フランス語の与格補語は、他の様々な言語の与格形と同様、文法の中での取り扱いが難しい項である。与格補語とは、与格代名詞及びそれに置換できる〈a+名詞句〉を言うが、文を成立させる上で重要な文法項でありながら、その統語機能は均一ではない。意味の面から考えてみても、様々な意味役割を表すため、統一的な説明は容易でない。ひとつの与格という形式が、文脈に応じ、その文法機能や意味役割を様々に変えるのである。例を挙げてみよう。

(1) は与格という用語の定義となっている用法であるが、*voler* や *arracher* などの逆方向の動きを示す動詞とともに用いられる。この場合の意味役割は「受益者」あるいは「被害者」、文法機能としては伝統的に *objet secondaire* として取り扱われる。

(1) *On lui a donné un livre / On a donné un livre à Pierre*

(2) のタイプの与格は、ジェロンディフをコントロールするなど、統語機能の面で主語との類似性があり、最近、関係文法などで主語に由来することも分析される用法である (cf. Legendre (1989))。意味の面では、心理的経験の主体を表すことが多い。

(2) *Cet homme ne me plaît pas*

(3) *J'aime cet homme*

(4) の与格は、(5) の場所を示す状況補語との類似性が顕著である。非人称構文の成立が、与格補語や状況補語の存在によって容易になることは指摘されてきた。

(4) *Il me reste 100 francs*

(5) Il y reste une pomme

(6)はいわゆる拡大与格であり、「受益者」や「被害者」を表す。これに関しては(1)の用法との近似性が明かである。

(6) Il lui a ouvert la porte

(7) Il a ouvert la porte pour Pierre

さらに(8)のような所有者の拡大与格は、(9)のような名詞限定の所有形容詞と競合する。定冠詞による限定を受けた身体の部分を表す名詞と共に用いなければならないが、その他の制約は(6)の利害の拡大与格よりも緩い。

(8) Il lui a mis la main sur l'épaule

(9) Il a mis la main sur son épaule

このように様々なタイプが存在するため、与格補語というのは異質なものの集合であるとする見方も否定することはできない。特に動詞あるいは形容詞の格支配によって決定される語彙的与格に関しては、突発性に基いていると想定することも妥当と思われる。しかし、拡大与格の場合にはこのような立場からの説明は不可能である。逆に、拡大与格の出現のルールを観察することによって、与格補語の本来的な働きをある程度まで仮定できるものと考えられる。

本稿では所有者の拡大与格を中心に検討し、上に挙げたタイプの与格には意味の共通性があることを明らかにする。ただし、この共通性は非常に曖昧な形でしか提示することができず、与格に一定のコンパクトにまとまった意味役割があると主張するには限界がある。むしろ意味の条件は、述語が表す事態の主要な関与者 (actant) であるための条件であると言え、関与の度合が与格の出現を決定すると考えられる。体の部分などの所有者を示す名詞句は様々な言語で、名詞限定的な働きと述語の項としての働きを両方を合わせ持つことは知られている。この現象は文構造といった離散的で形式的な面と、意味という連続的で実質的な面の相互関係を映し出して興味深い。日本語とルーマニア語の例も付け加えて、この点も検討することにした。

1. 所有者の与格の意味役割

1.1. 「被動者説」の反例

筆者は藤村 (1989) において、所有者を表す(8)のタイプの拡大与格を検討し、このタイプの与格は身体の部分の所有者が動詞の表す事態の主要な「被動者 (patient)」であるときに現れると述べた。「被動者」というのは、出来事の受け手をプロトタイプ論的に定義したものであり、Dowty (1991) が Proto-Patient として提示しているものと近いものである。確かに次のように、所有者の与格は身体の一部が強い変化を蒙っているときに現れやすく、逆の場合には現れにくい¹⁾。また出来事の結果に、文の述べている内容の重心があるときに現れやすい。

(10) Il lui a cassé le bras

(11) *Il a cassé son bras

(12) *Elle lui pensait aux oreilles

(13) Elle pensait à ses oreilles

しかしながら、典型的な被動者でない限り、与格が現れないというわけではない。反例となりそうな例を見てみよう。

(14) Dans la chambre à coucher, où tout était en ordre aussi, la pauvre jeune femme était couchée sur le lit, complètement nue, et la langue lui sortait de la bouche. Ses yeux vides étaient tournés vers le plafond...

(Simenon, *Maigret et l'homme tout seul*, p. 157)

(14)のイタリックの部分は、ある死体に関して「舌が口からはみ出していた」と述べており、与格はその死体を指している。この場合にも、死体は何らかの変化を蒙る被動者であると言えるだろうか。この文は、次の(15)に言い換えることが容易であるが、(15)は、Furukawa (1987) が二重主題文と呼ぶ構造をしている。Furukawaに従えば、(15)の主語の Elle は、主題以外の何物でもなく、したがって(14)の lui も主題に限りなく近いものということになる。

(15) = Elle avait la langue qui sortait de la bouche

また(14)の lui に意味役割があるとするなら、それは出来事の起こる「場所」という風に考えられるだろう。次の例も同様に、lui は「場所」であるかのようである。

(16) Des larmes lui coulaient sur la figure

(17) = Il avait des larmes qui coulaient sur la figure

(18), (19), (20)のような文ではどうか。この場合の与格は知覚の主体であり、いわゆる「経験者」と考えられる。

(18) La tête lui tourne

(19) Les yeux lui brûlent

(20) Une idée lui est passée par la tête

(21)も経験者だろうか。

(21) Un livre lui est tombé des mains

(10)や(22), (23)のように述語が行為動詞の場合には、所有者は明らかに行為の受け手 (patient) である。またこのような場合の与格は所有形容詞に置き換えることが困難な場合が多く、所有者の与格の典型例と思われる。

(22) Il lui a lavé les mains

(23) On lui a tapé sur la figure

ところが上で見たように、与格で表される所有者はなにも「被動作主」に限られるわけではない。普通、それぞれ別々のものとして分析されることの多い「経験者」や「場所」も「被動作主」と同じように与格として現れているのである。さらには「主題以外の何物でもない」ものが与格で表されることも見た。このように典型例以外の所有者の与格を観察してみると、「なぜ所有者を与格で表すのか」という問題には、未解決の点が残されていることがわかる。ただし後でわかるように、これらの例は、藤村(1989)で主張した「与格は述語の主要な actant としての被動作である」という性格付けを無効にするものではない。むしろこれらの例は「経験者」、「場所」、「被動作主」などの意味役割の間には連続性があることを明

らかにする。ともあれ、まずは初めに立ち帰って、「なぜ所有者を与格で表すのか」という問題を考え直してみよう。

1.2. 所有者が与格で表される条件

「なぜ所有者を与格で表すのか」の答の候補として提示できるのは、次の4つの仮説である。それぞれを検討しよう。

- a. 所有者の与格は動詞の actant として共通した意味役割を担っている
- b. 所有者の与格は語彙的与格の意味構造を反映している
- c. 所有者の与格は単に身体所有者であるという理由で用いられる
- d. 所有者の与格は文の主題、あるいは主題性の強い要素である

まず、簡単に否定できるのは仮説 c である。この仮説が正しくないことは(12)や(24), (25), (26)をみると明かである。

(24) *Les yeux ne lui voient rien

(25) *Les mains lui saisissent la bouteille

(26) *Les yeux lui sont rouges

仮説 b は、一見魅力的な仮説に思われる。例えば(21)の与格は échapper や manquer の与格と類似している。それ以外の例も、(1), (2), (4)の与格と共通点がある。しかし、どのような語彙的与格でも所有者の与格のモデルになるわけではない。たとえば次のように、状態動詞の場合には、語彙的には与格を必要としていても、それを所有者の与格として用いることはできない。したがってこの仮説も正しくはない。

(27) *Cela lui ressemble à la tête

Cela ressemble à sa tête

Cela lui ressemble

(28) *Cette couleur ne lui convient pas aux cheveux

Cette couleur ne convient pas à ses cheveux

Cette couleur ne lui convient pas

(29) *Ces chaussures ne lui correspondent pas aux pieds

Ces chaussures ne correspondent pas à ses pieds

Ces chaussures ne lui correspondent pas

- (30) *Cette couleur ne me va pas aux cheveux
 Cette couleur ne va pas à mes cheveux
 Cette couleur ne me va pas

仮説 d は、(14)や(15)の例を見ても、Barnes (1985) が、the dative clitic always represents a 'theme' of the sentence (p.159) と述べていることから考えても、検討に価する²⁾。しかし、主題と分析できる所有者なら、必ず与格にできるというわけでもない。たとえば(31)は、Furukawa (1987) のいう二重主題文であるが、(26)で見たようにこの文の主語は与格にはできない。

- (31) Il a les yeux rouges

形容詞を動詞に変えても同じことである。

- (32) *Les yeux lui rougissent

身体の部分が主語の場合に与格が用いられるのは、(18)や(19)のように内部的感覚を表している場合に限られている。(32)のような客観的な状態変化を示す文では用いられない。(18)は「目が回る」という意味のみで用いられ、「頭が物理的に回転する」ということではない。(19)も「目がしみる」ということであって、「目が焼ける」の意味ではない。

先に挙げた(14)は一見、内部的感覚の反例のように見えるが、(14)で与格が現れる原因は主語の「舌」との関係でなく主語以外の要素である「口」との関係である。それは次の(33)、(34)によって明かである。

- (14) La langue lui sortait de la bouche
 (33) Sa langue lui sortait de la bouche
 (34) *La langue lui sortait de sa bouche

(33)は完全に可能な文であるが、(34)は非文法的である。(33)は(21)のようなケースと同じ理由で文法的であり、(34)は(32)のケースと同じ理由で非文法的なのだと考えられる。(14)の主語の定冠詞が何に由来するのかという問題が残るが、恐らく lui の存在によって二次的に使用が可能になったのだろう。

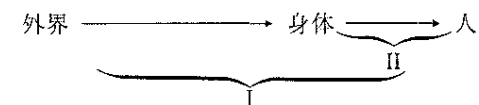
このように、主題であれば与格が用いられるという仮定も否定される

と、残るのは結局、a の意味役割による制約のみである。所有者が与格で表されるためには、一定の意味役割を果たしている必要がある。意味に関して以上ですでに述べてきたことを、(I) 身体の部分が主語以外の要素として表されている文と、(II) 身体の部分が主語の文に分けてまとめると、所有者与格が現れる条件は、(I) では、身体およびその所有者において何か出来事が起きていること、(II) では、身体を起源とする出来事をその所有者が内部的に知覚していることである。(I) は(II) とは違って、所有者の知覚の有無は問題にならない。(20)のような心理プロセスを示す文脈の中では、所有者はもちろん心理的経験者である。(21)もインフォーマントによっては所有者の ennui を感じるという。しかし(21)と構造がよく似ているにもかかわらず、(35)は単に物理的出来事を表しているだけだという。

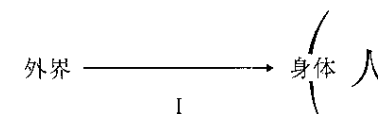
- (35) Un ruban lui a glissé des doigts

I と II のケースをそれぞれ(36)と(19)を例にして図示すると、次のようになる。

- (36) La fumée lui brûle les yeux
 (19) Les yeux lui brûlent



I の場合に、文が主として述べているのは、外界と人との関係であって、身体と人との関係（感覚神経的因果関係）ではない。したがって、身体はまさに人の一部という捉え方になり、図を次のように修正した方が例を説明するには適切な場合が多い。例えば(16)や(35)がそうであるが、このとき、人は出来事の舞台であるかのようなようである。



いずれにせよ、IにおいてもIIにおいても所有者は常に出来事に対し受動的であって、能動的な関わり方はしない。つまり、なんらかの出来事の広い意味での受け手である場合に限られる。その意味において、いわゆる「被動作主」も「経験者」も「場所」も受け手である。これは、藤村(1989)においてこのタイプの与格は命題中の主要な被動者を表わすと述べたことと矛盾するものではない。被動者は、外部に起源のある出来事が生起する場であるとも言えるし、外部に起源のある出来事を経験する主体であるとも言える。

2. 所有者と所有物の関係

2.1. 身体所有者/その他の物の所有者

このように非常に範囲の広い意味役割を所有者の与格は演じるわけではあるが、「なぜ所有者を与格で表すのか」という問題に立ち返ってみると、これだけでは問題は半分しか解決していないと考えられる。というのは、与格自体がその固有の意味として、このような意味役割をもっているために、所有者がこのような役割を演じている限り与格が現れると主張するのはためられる理由があるからである。

同じように拡大与格でありながら、(6)のような、いわゆる利害を表す与格があらわれる場合の意味的・構文的条件は、次にみるように、これまでに検討した所有者の与格に比べてずっと厳しい。なぜ身体所有者の与格は緩い条件で用いることができるのかという第2の問題を検討することなしに、問題が解明されたということとはできない。

利害の与格の現れる条件は次の通りである。第一に、利害の与格というように、与格はそれが「受益者」や「被害者」の役割を果たしている場合にしか用いられないという条件がある。第二に、構文的条件として、動詞が自動詞の場合には用いることができない。身体を表す表現が文中にあるときには、上でみたように広く用いることのできた与格であるが、利害の与格では「動作主の行為の結果の受け手」という役割を厳密に果たしている場合にしか用いることができないのである。

利害の与格と所有者の与格を比較するために、身体以外の所有物が文中

に表されている次の文を観察してみよう。

- (37) *Sa femme lui est morte
- (38) *Son bébé lui a pleuré toute la nuit
- (39) Elle lui a cassé son jouet
- (40) Le chiot lui a pissé dans ses laitues
- (41) *De la crème lui a coulé sur son livre

正しい文は(39)と(40)のみである。身体以外の普通の所有物の所有者が与格で表されるためには、他者の行為がその所有物に及び、所有者がその影響を受けているという条件が必要であることがこれらの例からよくわかる。

それではなぜ、身体所有者とその他のものの所有者では与格で表される際の意味の条件が異なっているのだろうか。それは、これら二種類の所有者の間には、事態に対する関与度の点での違いが内在的なものとして存在するからと思われる。(41)と上でみた(16)とを比べてみよう。涙が頬をつたうときには、頬の所有者は必ずその出来事に関与していると言えるが、クリームが本の上で流れても、本の所有者の事態への関与のしかたは極めて間接的ではない。身体所有者は内在的な関与度が高いために意味役割の点での限定は少ないが、単なる所有物の所有者が事態に関与していると認識されるためには、事態の受け手の役割をはっきりと果たさなければならぬのである。言語形式というのは言語外世界の秩序を多かれ少なかれ反映するものである。所有者を与格で表すこと、つまり、述語の項、事態の actant として言語化する条件は、所有者の現実世界における事態への関与度に依存している。

2.2. 所有傾斜・事態への関与

所有者が述語の語彙的な格支配に拘束されることなく、述語の項として事態の前面にあるものとして表現される現象は、フランス語や他のヨーロッパの言語に限ったことではなく、多くの言語において観察されてきた(cf. 角田(1990), Baker(1987))。これらの現象を説明するために、角田は(1990)は、所有者と所有物との関係に注目して次のような階層を提案し、これを所有傾斜と名付けている。

身体>属性>衣類>愛玩動物>作品>その他の所有物 (p.128)

所有傾斜とは、所有者と所有物の密着度の階層である。所有者の与格の説明原理として Bally (1926) が提示した、*sphère personnelle* 「人の領域」と近似した考え方だと思われる。角田は所有傾斜の適応できる言語現象として、日本語の所有者敬語を挙げている。フランス語の与格との対比において興味深いので引用し検討することにしよう。

動詞の形態変化によって表される敬語のうち、いわゆる尊敬語と謙譲語は、日本語の統語分析においてそれぞれ主語と、直接目的語および間接目的語を識別するためのテストとしてよく用いられている。ところが、主語や目的語でない、名詞限定要素がこれらの敬語表現のコントローラーとなる場合があり、この現象が所有傾斜によって説明できるというのが角田の主張である。次は角田の挙げる例のうち、所有物が目的語のものである。

- (42) 侍女が天皇陛下の手をお取りした
 (43) ? 田中さんは天皇陛下の御用邸をお見かけした³⁾
 (44) 田中さんは天皇陛下の御用邸をお守りした
 (45) 田中さんは天皇陛下のお荷物をお持ちした

フランス語の所有者の与格とは違い、これらの例の所有者が、名詞限定的に所有物を表す名詞にかかっていることは明かである。ところがそれにも関わらず、あたかも動詞の項であるかのような統語的ふるまいを見せるのが興味深い点である。角田は、(42)、(43)の容認度の違いは、所有傾斜によって説明できるとしている。確かにその通りであり、(43)と次の(46)を比べてみても、身体の部分の所有者は、その他の所有物の所有者に比べて敬語のコントローラーになりやすいようである。しかし、角田も暗示しているように、この問題は所有傾斜のみでは解決できないように思う。たとえば、(43)と(44)の容認度の差、あるいは(45)と(47)や(48)の容認度の差は、所有物の性質というよりは、事態の中で所有者が果たす役割に依存しているからである。

- (46) 田中さんは学会で天皇陛下の顔をお見かけした
 (47) ? 田中さんはラジオで天皇陛下のお声をお聞きした
 (48) ? 田中さんはあちらこちらで天皇陛下のお噂をお聞きした

フランス語の与格の場合とまったく同じように、所有者が「受益者」の役割を果たして、出来事の影響を被る場合には、「その他の所有物」の所有者に対しても敬語は全く自然である。(46)のように身体的所有者であれば、そのような条件はなくてもよい。ただし事態の場に存在しその出来事に関与している必要がある。(47)や(48)は所有傾斜の高い所有者と考えられるが、事態への関与度が低いために敬語の対象として不自然である。

3. フランス語の所有傾斜

フランス語の所有者の与格に戻って所有傾斜の問題を考えてみよう。これまで身体の部分ばかりを観察してきたが、身体でなくても角田の所有傾斜の上位に位置する、属性や衣服の所有者が、身体的所有者と同様に扱われることは知られている。次の例は現実のテキストからの例である⁴⁾。

- (49) Elle est venue me flairer les souliers
 (50) Il essayait de me glisser les billets dans la poche
 (51) Ce rendez-vous lui est sorti de la mémoire
 (52) Les larmes qui me brouillaient parfois la vue

このような与格についての研究はほとんど行われていないようである。以下の観察によっても全貌の解明には程遠いが、少なくとも属性や衣服の所有者は、身体の部分の所有者よりも厳しい条件を充てはじめて与格で表されうることがわかる。

所有者の与格の判定基準は、第1に語彙的格支配に拘束されない拡大与格であること、第2に定冠詞による限定を受けた所有物とペアで用いられることの2つである。(53)のように、与格が身体的所有者の場合には、身体に所有形容詞をつけると非文になることがその理由である。

- (53) *Il lui a lavé sa main

もうひとつ、利害の拡大与格は自動詞では用いられないということも基準となる。

まず、所有物が属性の場合をみる。(54)、(55)からわかることは、所有者が影響を被っていても、その重大性にに応じて、与格の出現が規定されるということである。あるいは、生命は名誉よりも所有者にとって密着性が

高いからと言えるかも知れない⁵⁾。

- (54) Il lui a sauvé la vie
? Il a sauvé sa vie
(55) *Il lui a sauvé l'honneur
Il a sauvé son honneur

(56)はかなり奇妙だが、(58)のように再帰形になると完全に非文である。

- (56) ?*On lui a pris la température
(57) On a pris sa température
(58) *Il s'est pris la température

(59)は、まさに影響を意味する動詞が用いられているにも関わらず、与格で所有者を示すことはできない。

- (59) Le temps influe sur notre humeur
*Le temps nous influe sur l'humeur

(60), (61)は、どれもみな正しくないとするインフォーマントもあるが、容認度の差を認めるインフォーマントは、l'habitudeとla natureを最も受け入れ難いと言う。また、容認可能なものを、所有形容詞で限定された場合と比べると、所有者への強制の程度に差があると言う。所有者が与格で表されている方が強制の度が高い。

- (60) On lui a corrigé (?la personnalité, / ?le tempérament / *la nature / *l'habitude / ?le caractère / ?les idées)
(61) On lui a changé (?la personnalité, / ?le tempérament / *la nature / *l'habitude / le caractère / les idées)

次に衣服の場合であるが、(62)は完全に許容される。一般に与格が再帰形の場合には、そうでないよりも容認度は低いが、(63)のように主語の非意図性が前提とされやすい文では問題なく用いることができる。(64)や(65)は若干容認されにくくなる。主語の非意図性が前提されにくいからと思われる。ただし主語以外のなんらかの外部的要因が想定できればずっと容認度は増す。たとえば(64)にcontre un murを付けるとよくなる。このように主語が非意図的であれば、再帰形の与格が現れやすいことは所有物

が身体の場合も同様であった (cf. 藤村 (1989))。所有者の行為者性が減じ、所有者を受け手と捉えやすくなるからである。

- (62) Il lui a déchiré la chemise
(63) Il s'est déchiré la chemise
(64) (?) Il s'est essuyé le pantalon
(65) (?) Il s'est frotté le pantalon

(66)も完全に許容される文であるが、所有者の非意図性、つまり所有者の受け手性が強いことによって、同じように説明できる。

- (66) Il s'est mis plein de confiture sur le tablier

(67)では与格の使用は全く許容されない。所有者に対する影響関係の希薄さのためだと思われる。上でみた(21)や(35)と比べると、同じ構文なのに身体と衣服とで与格の許容度が全く異なることがわかる。

- (67) *Une lettre lui (est tombée / a glissé) de la poche
Une lettre (est tombée / a glissé) de sa poche

身体的所有者であればたとえ事態から受ける影響は少なくても、その特質ゆえに事態への関与度は高いが、衣服の所有者はかなりはっきりと事態から影響を受けていない限り事態に関与しているとはいえず、そのために与格が用いられにくいのだと考えられる。

以上、属性と衣服に付いて検討してきたが、角田のいう所有傾斜の程度の低い、このような所有物の所有者は、身体的所有者に比べ、与格では表しにくいことがわかった。属性には様々な性質のものがおり、どの様なタイプの属性が所有者与格とともに用いやすいのかについては、さらによくわしい研究が必要だろう。ここでいえることは、事態に対して所有者の関与の程度が高いほど、所有者は与格形をとりやすいということである。関与の程度というのは、事態の中での突出度、あるいは前景度、つまり出来事における主役性の度合に他ならない⁶⁾。所有傾斜の程度の高い所有者は、所有物との関係において主役性が高く、事態から影響を強く受ける所有者は、事態との関係に関して主役性が高いといえる。所有者を所有形容詞と与格との両方によって表すことが可能であって、あえて与格が選択されたような場合は、話し手が所有者の主役性を高め、それを文の中心に据えて

語る意図を表明しているものと考えられる。文の表している言語外世界から規定された条件と、話し手の自由裁量と、言語内的な制約とは、拮抗しつつバランスを取っている。

4. ルーマニア語の所有者の与格

フランス語では、与格を用いることによって、所有者を出来事の主要な関与者として、文構造の上で表すことが可能であることを見てきた。しかし、このような表現の方法は全ての言語がもっているわけではない。上でみたように、日本語の謙譲語の所有者敬語は、フランス語では与格で表されるような所有者について行われる。この所有者は、出来事の主要な関与者、つまり動詞の項に似た文法機能をもっていると言えるが、文の構造からいえば、あくまでも名詞限定的な項であって、動詞の項ではない。

逆の場合も考えられるだろう。つまり文構造の上では明らかに動詞の項であるのに、名詞を限定することが主な働きであるようなケースである。フランス語の所有者の与格も、特にそれが身体所有者である場合には、このケースに近いと言えなくもない。しかし、次にみるルーマニア語の所有者の与格は、フランス語よりさらに名詞限定的である。要するに、事態における所有者の関与の程度が甚だしく低くても、所有者と所有物の関係のルールにかなっていさえすれば与格が現れるということである。面白いので、Popescu-Ramirez & Tasmowski-De Ryck (1988) から引用して、紹介することにしたい。

まず、テキスト調査の結果は次のようになっている。

被所有物＝主語

14 所有者＝与格 (分離可能：7＋分離不可能：7)

89 所有者＝所有形容詞 (分離可能：75＋分離不可能：14)

被所有物＝直接目的

109 所有者＝与格 (分離可能：74＋分離不可能：35)

18 所有者＝所有形容詞 (分離可能：18)

注目すべきことは、第1に、所有物が主語の時には所有者が所有形容詞で表され、所有物が直接目的語の時には所有者が与格で表される傾向が顕著なことである。所有物が他動詞の主語の場合は与格は用いることができない

い⁷⁾。第2に、所有物が直接目的語で、しかもそれが分離不可能なもの(＝身体)の場合、所有者はすべて与格で表され、所有形容詞の例はない。

例文の分析では次のことが明らかにされている。所有物が目的語であり、かつ身体の場合には、所有者と動詞の関係がいかなるものであれ与格を用いるのが普通である。所有物が親族の場合も普通は与格が用いられる。次のような場合でさえも与格が自然である。

(68) Crotiorul mi-a văzut cartea în librărie
Tailleur-le me a vu livre-le dans librairie
(洋服屋が私の本を本屋で見かけた)

所有物が目的語なのに所有形容詞を用いた方がよい例としては次の例が挙げられている。

(69) Îți urăsc mama / profesorul / măcelarul.
Te déteste mămăn-la / professeur-le/ boucher-le
Înșală pe toată lumea.
Trompe tout le monde
(私は君のお母さんが／君の先生が／君の肉屋が嫌いだ。
彼女／彼はみんなをあざむく。)

この例では所有者の「君」は与格で表されているが、「先生」と「肉屋」については所有形容詞にした方がよいという。与格のままだと「先生」や「肉屋」が「君」に従属している感じになり、軽蔑のニュアンスを生む。フランス語ではいずれにせよ絶対に与格が用いられないケースである。

しかし、フランス語の与格との共通点もある。所有物が形容詞などによって修飾されているときには所有者は与格にならない。また動詞が avoir に相当する場合には、所有者を与格で表現することは普通でない。上の(68)は、余りにもフランス語の場合とかけ離れていて驚くが、実はこの例の「本」は、角田(1990)の所有傾斜の階層の中の「作品」にあたり、「その他の所有物」としての「本」ではない。従って、所有者の出来事への関与度はある程度高いと言うことはできる。

以上からわかることは、ルーマニア語の所有者の与格はフランス語よりもずっと緩い条件であられるが、基本的な条件そのものは似通っているということである。もしも与格は事態の主要な関与者であるという仮説を

支持し続けるなら、ルーマニア語の文化ではフランス語の文化に比べ所有者を特別に重要視するといった、ありそうもない仮説を立てなければならなくなる。それよりもむしろ、名詞限定的であることと、動詞の項であることの間には、文の構造分析においてVP対NPといった形で表されるような決定的な断絶は存在せず、相互に連続しあうものだという仮説を立てた方がよさそうに思う。

5. まとめ

以上、フランス語を中心に、「なぜ所有者を与格で表すのか」という問題を検討してきた。フランス語では、身体的所有者が与格で表されるためには、所有者が出来事に受動的に関与することが必要条件となる。所有者は出来事の起こる「場所」であっても、出来事の「経験者」であっても、出来事から物理的な影響を受ける「被動作主」であってもよい。これらは、出来事の起点ではないという否定的な意味において「出来事の受け手」である。これらの意味役割は普通に考えられているように離散的なものではなく、むしろ連続体を構成すると捉えた方が都合がよいことがわかる。衣服や属性の所有者が、所有者の与格で表される場合には、意味の条件は厳しくなり、所有者が出来事から受ける影響が明白でなければならない。また、単なる所有物の所有者が与格で表されるのは、「行為の結果の受け手」としての役割を厳密に果たしている場合に限られる。この場合には、所有物は与格とは別に所有形容詞などで限定されており、所有者はもっぱら述語の項として働く。一方、身体的所有者の場合には、身体の部分を示す名詞には定冠詞がついているだけであり、限定は与格が存在しない限り不十分である。つまり、与格は動詞の項として出来事の受け手を意味する働きと、身体を示す名詞を限定する働きとの2重の働きを同時に果たす。

日本語の所有者敬語は、文構造の上からいえば明らかに名詞限定的な要素が、文法機能としては動詞の項であるかのように働く点で興味深い。またルーマニア語の所有者の与格は文法的には動詞の項であるのに、その出現の条件の大部分を規定するのが、所有者と所有物の関係、つまり名詞間の関係であるという点で興味深い。フランス語の所有者の与格も含めてまとめると、次のことが言える。第1に、述語が表す出来事に関与する要素

は、文構造上の位置に関わらず、出来事における主役をめぐって競い合うということである。フランス語では、主役性の高い要素は拡大与格という形で文の構造に反映されるが、日本語では潜在的には主役性の高い要素であっても、所有者敬語のような特殊な場合にしか表面に現れず観察できない。第2に、拡大与格の形で、表面的に出来事の中心的な関与者のように示されていたとしても、ルーマニア語のように必ずしもそれが意味に対応しているとは限らない場合もある。フランス語の場合にも、身体の部分の所有者であれば与格で表すという傾向は強く、形式と意味の対応は相対的なものと考えられる。第3に、しかしそれにもかかわらず、3つの言語の所有者の表し方をよく観察してみると、同じ原理が根底においては働いていることがわかる。動詞の格支配や文の構造といったハードな文法的制約が破られる際の手続きは順序付けられており、その順序は人間が共有するある程度まで共通の世界観に依存しているものと思われる。

[注]

- 1) Herslund (1988) は、Notre datif dénote l'entité affectée par l'action verbale (p.262) と言う。同様の記述は Barnes (1985), 井口 (1991) など多数の文献に見られる。
- 2) Barnes (1986) は thematicity を、greater relative saliency based on certain purely semantic (not pragmatic) properties and relations of arguments と定義し、これと Furukawa (1987) の主題が同じものなのかどうかははっきりしない。
- 3) クエスチョン・マークは筆者。原著ではアンケート結果が数字で示されている。
- 4) (49), (50), (52) は Herslund (1988) 引用した例。(51) は辞書からの例。
- 5) もちろん (55) が On lui a sauvé son honneur であれば、利害の拡大与格として可能である。以下他動詞の場合はすべて同様である。
- 6) 主役性、または actant 性については藤村 (1993) を参照のこと
- 7) 他動詞目的語 > 自動詞主語 > 他動詞主語の階層関係は、フランス語の与格に関しても、角田 (1990) が述べているように、日本語の所有者敬語に関しても同様である。またフランス語の名詞限定的な中性代名詞 en が用いられる条件とも同じである。

[参考文献]

- Baker, M. C. (1988): *Incorporation - A Theory of Grammatical Function Changing*, The University Chicago Press
 Bally, C. (1926): "L'expression des idées de sphère personnelle et de solidarité dans les

- langues indo-européennes", in *Festschrift Louis Gauchat*, Aarau, p.68-78
- Barnes, B. (1985): "A functional explanation of French non lexical datives" *Studies in Language*, 9-2, p.159-195
- Dowty, D. (1991): "Thematic proto-roles and argument selection", *Language*, 67-3, p.545-619
- 藤村逸子 (1989) : 「身体部位の所有者を示す与格補語について」『フランス語フランス文学研究55』p.75-85
- 藤村逸子 (1993) : 「フランス語の受動態とその周辺—日本語との比較対照」『フランス語とはどういう言語か』、駿河台出版
- Furukawa, N. (1987): "*Sylvie a les yeux bleus: construction à double thème*", *Linguisticae Investigationes*, XI:2, p.283-302
- Herslund M. (1988): *Le datif en français*, Peeters
- 井口容子 (1991) : 「Jean lui a cassé sa vaisselle / le bras にみられる与格について」『フランス語学研究25号』p.p.77-79
- Legendre, G. (1989): "Inversion with certain French experienter verbs", *Language*, 65-4, p.752-782
- Popescu-Ramirez & Tasmowski-De Ryck (1988): "Thématicité et possessivité en Roumain", *Linguisticae Investigationes* XII:2, p.303-335
- 角田太作 (1990) : 『世界の言語と日本語』くろしお